

あおもり防災テーマソング身・マモーレ！～守るのは01e！～使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防災という重くなりがちなテーマを、従来の広報で届きにくい若年層やファミリー層を含む幅広い県民に親しみやすく継続的に広報するため制作したあおもり防災テーマソング身・マモーレ！～守るのは01e！～を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって防災意識の浸透及び定着を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要領は次の各号に掲げる音源等（以下「音源等」という。）を対象とする。

- (1) あおもり防災テーマソング身・マモーレ！～守るのは01e！～の音源（フルバージョン、カラオケバージョン、ショートバージョン、サビオンリーバージョン）
- (2) 前号の音源を使用したミュージックビデオ等の動画
- (3) 第1号の音源の楽譜

(著作権等)

第3条 音源等に関する著作権等の一切の権利は、県に属する。

2 音源等については、県が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(使用料)

第4条 本取扱要領にもとづく使用許可について、音源等の使用料は、無料とする。

(公共目的による使用の許可)

第5条 音源等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、青森県知事（以下「知事」という。）は公共目的と認め、音源等の使用を許可する。

- (1) 国、地方公共団体が使用するとき
- (2) 保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条による認定こども園が使用するとき
- (3) 県の防災意識の浸透及び定着を目的にテレビ、ラジオ、その他の放送コンテンツで使用するとき
- (4) 県の防災意識の浸透及び定着を目的に店舗及びイベント等で背景音楽等として使用するとき
- (5) 県の防災意識の浸透及び定着を目的に地域防災活動、教育活動、講演、プレゼンテーション等で使用するとき
- (6) 県防災危機管理課からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき

(7) その他知事が認めるとき

2 音源等は、改変することができない。

(その他の使用の許可)

第6条 音源等は営利（商用）目的で使うことができない。ただし、県の防災意識の浸透及び定着のために実施するイベント等において歌手等が歌唱する場合であつて、県防災危機管理課に届け出た場合はこの限りでない。

2 テーマソング制作者であるタマ伸也が使用する場合は別に定める。

(使用者の留意事項)

第7条 音源等を使用する者は、次に掲げる事項に協力するよう努めなければならない。

- (1) 使用者は、音源等を公の場で使用する際、曲名、制作者及びあおもり防災テーマソングであることを明示すること。ただし、店舗等における背景音楽としての使用など、記載が困難な場合においては、この限りでない。
- (2) 使用者は、県の防災意識の浸透及び定着に協力すること。

(使用の制限・差し止め)

第8条 県は、音源等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を制限または使用の差し止めを請求することができる。

- (1) 県のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) 音源等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) 県の信用または品位を損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 制作者の名誉や信用を毀損するおそれがあると判断される場合
- (5) 法令および公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (6) 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
- (7) 特定の政治、思想または宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するおそれがある場合
- (9) その他、県が音源等の使用が適当でないと認める場合

2 使用者は、音源等の使用を差し止められた場合、直ちに使用を中止しなければならない。

3 県は、第1項の使用の制限・差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(損失補償等の責任)

第9条 県は、音源等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、音源等の使用に際し、故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、音源等の使用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和8年9月9日から施行する。